

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-170号
2	公募日	令和8年3月9日
3	契約担当者	能代市長 齊 藤 滋 宣
4	件名	市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置保守撤去等業務委託(第5工区)
5	業務場所	30箇所
6	設置完了期限 撤去完了期限	令和8年4月10日 令和8年4月29日
7	当該業務の主管課	選挙管理委員会事務局 電 話 番 号 0185-89-1760 ファクシミリ番号 0185-89-1783
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	選挙ポスター掲示場の設置保守撤去等 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登載されている者であること (2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする
12	入札予定日	令和8年3月19日 (木) 午後2時10分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり

入札スケジュール

件 名 : 市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置保守撤去等業務委託(第5工区)

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年3月9日 (月) 正午から 令和8年3月11日 (水) 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年3月9日 (月) 正午から 令和8年3月11日 (水) 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年3月9日 (月) 正午から 令和8年3月13日 (金) 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年3月13日 (金) 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年3月16日 (月)	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年3月19日 (木) 午後2時10分 会 場 : 能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

令和 年 月 日

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第167条の4（ただし、第2項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-170号			
物 品 (業 務) 名	市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置保守撤去等業務委託 (第5工区)			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊藤 滋 宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置保守撤去等業務委託 (第5工区)
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。	
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

５ 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

６ 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

７ その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

設 計 書

市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置保守撤去等業務委託(第5工区)

市長選挙:区画数4(2段×2列)、市議会議員一般選挙:区画数28(4段×7列)

一金 円也

- 仕様概要
- ※ 設計内訳書に記載している数量は、参考数量とする。
 - ※ 設置箇所数は、30箇所
 - ※ 強風等による破損を考慮し、市長・市議選掲示板の予備1セットを含む。
 - ※ 掲示板には秋田県産杉合板t=6.0同等品を使用する。
 - ※ 設置にあたっては設置場所の状況に応じ適切な方法を用いること。また、掲示板の高さにおいても、設置場所の状況に応じ適切な高さを確保すること。
 - ※ 設置費には掲示板の保守点検費(破損時の軽微な修理等)を含みます。
 - ※ 設置に要した電力及び給水等の消耗費に関しては、全て請負者の自己負担とします。

細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A	市長選挙ポスター掲示場	1	式			
B	市議会議員選挙ポスター掲示場	1	式			
	直接設置費計	1	式			
	諸経費	1	式			
	小計					
	消費税相当額	10%				
	委託費合計					

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【区画数4（2段×2列）】						
A. 市長選挙ポスター掲示場						
1. 単管損料						
単管	φ48.6、L=2,500	60	本			
単管	φ48.6、L=2,000	60	本			
単管	φ48.6、L=1,500	90	本			
自在クランプ		60	本			
直交クランプ		180	本			
小計						
2. 掲示板設置						
掲示板	秋田県産杉合板t=6.0 画工料含む、保守含む	33	枚			
単管組立据付		1	式			
掲示板組立据付		1	式			
木杭	45×45、L=1,000	120	本			
なまし鉄線	#10	1	式			
納入・回収料金		1	式			
小計						
3. 掲示板撤去費						
単管撤去	杭抜き、地盤修復共	1	式			
掲示板撤去		1	式			
小計						
4. 運搬費						
運搬費		1	式			
小計						
A～小計						

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【区画数28（4段×7列）】						
B. 市議会議員一般選挙ポスター掲示場						
1. 単管損料						
単管	φ48.6、 L=3,500	240	本			
単管	φ48.6、 L=3,000	90	本			
単管	φ48.6、 L=1,500	90	本			
自在クランプ		180	本			
直交クランプ		540	本			
小計						
2. 掲示板設置						
掲示板	秋田県産杉合板t=6.0 画工料含む、保守含む	33	枚			
単管組立据付		1	式			
掲示板組立据付		1	式			
木杭	45×45、L=1,000	180	本			
なまし鉄線	#10	1	式			
納入・回収料						
小計						
3. 掲示板撤去費						
単管撤去	杭抜き、地盤修復共	1	式			
掲示板撤去		1	式			
小計						
4. 運搬費						
運搬費		1	式			
小計						
B ～ 小計						

市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置保守撤去等業務委託(第5工区)仕様書

○製作・設置

1 掲示板の製品概要

- ・製品名 秋田県産杉合板
- ・寸法 市長 厚さ6mm×長さ1,370mm×幅910mm
市議 厚さ6mm×長さ3,640mm×幅1,820mm
- ・接着剤 特類（常時湿潤状態で使用されている合板に適したもの）

2 設置箇所 30

- 3 区画数 市長 4（2段×2列）
市議 28（4段×7列）
区画番号の区分線の太さは、おおむね10mm

4 標題面の文面等は、別添のとおり。

標題欄の「能代市選挙管理委員会」の右下に、設置場所一覧表に記載のナンバーを記入する。
記入は、油性マジックペン等の消えにくく、太字が書けるものを使用すること。
ナンバーは、3桁表示(例：001～099～300)とする。

5 掲示場の設置にあたっては、設置場所の状況に応じて適切な設置方法を用いること。 また、パネルについては、設置場所に応じて適切な高さを確保すること。

6 設置完了時に、全設置場所の現場写真を添付のうえ、選管に提出すること。 設置完了期限 市長・市議選挙の告示日(令和8年4月12日)の前々日(令和8年4月10日)

○謝礼品配付

設置又は撤去時、30箇所中の11箇所（見込み数。詳細契約時指示）については、設置場所の管理者または所有者に謝礼品を配付する。謝礼品及び配付リストは選管指定場所で受領。

○保守

設置後、撤去開始前日までに掲示場に破損等が生じた場合、補修を行う。
(パネルを含む。ただしポスター自体の破損は含まない。)

○撤去

撤去開始日 市長・市議選挙の翌日（令和8年4月20日）
撤去完了期限 市長・市議選挙の翌週の水曜日（令和8年4月29日）

(別添)

掲示板区画

市長選挙

標 題 面	1	3
	2	4

市議会議員選挙

標 題 面	1	5	9	13	17	21	25
	2	6	10	14	18	22	26
	3	7	11	15	19	23	27
	4	8	12	16	20	24	28

標題

能代市長選挙
ポスター掲示場

投票日
4月19日

注意

- 1 ポスターは、指定された区画にはってください。
- 2 この掲示場は、能代市長選挙候補者以外の方は使用できません。
- 3 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶいたりすると罰せられます。

能代市選挙管理委員会
〇〇〇

能代市議会議員
一般選挙
ポスター掲示場

投票日
4月19日

注意

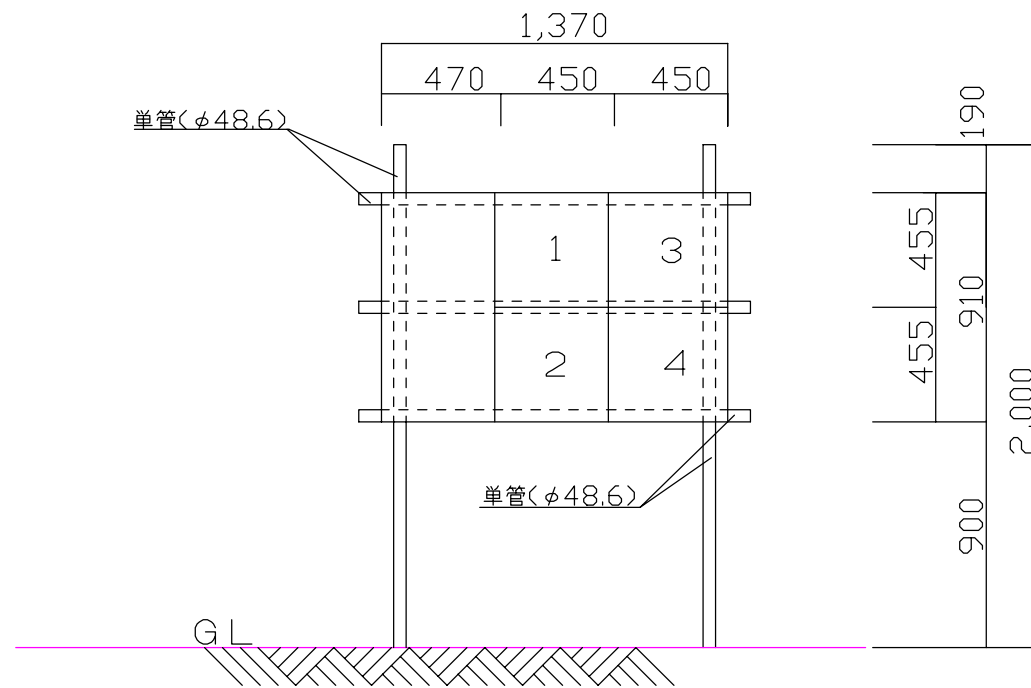
- 1 ポスターは、指定された区画にはってください。
- 2 この掲示場は、能代市議会議員一般選挙候補者以外の方は使用できません。
- 3 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶいたりすると罰せられます。

能代市選挙管理委員会
〇〇〇

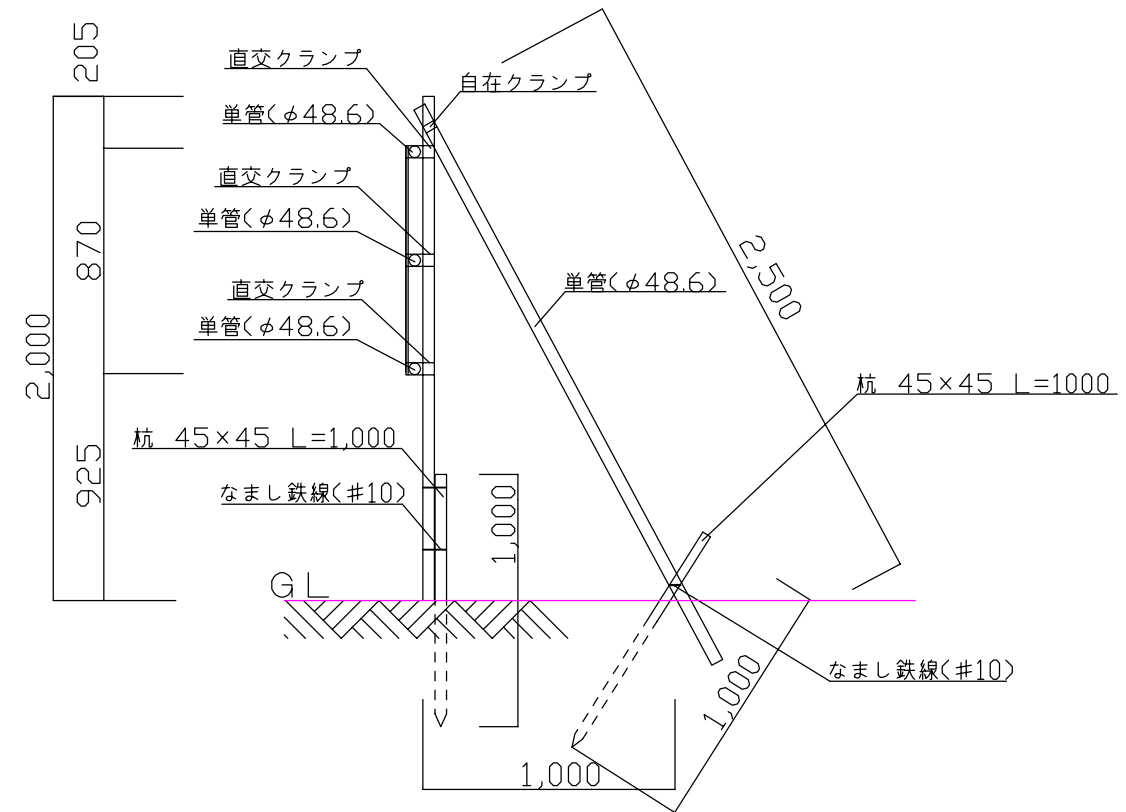
市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置保守撤去等業務委託(第5工区)

※諸事情により変更される場合があります。

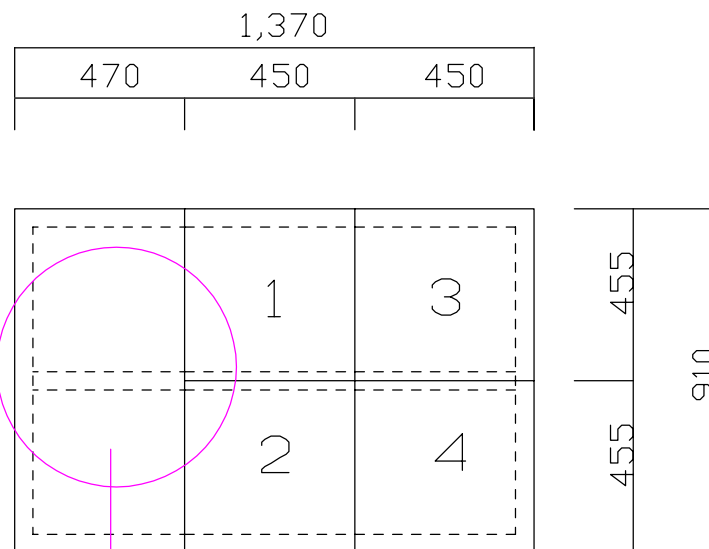
投票区名	投票区の区域	設置場所	設置数
第28	ニツ井町字太田面(1~10、13の1、13の6、13の8、13の31、14~15、16の3、24~)、三千苺(1~4、5ただし5の3、5の37を除く、19~33、35の1、35の4、35の9)、五千苺、上野、滑良子川端(1~3、34、35)、下野家後(172~176)、沢口、上山崎(38の40を除く)、荷上場字鍋良子出口(54~95)	ニツ井町字太田面2、字三千苺1、字上野1、字沢口1	5
第29	ニツ井町字太田面(12、13の7、13の12、13の15、13の25、13の41、16の1、16の6、16の7、17~22)、三千苺(5の3、5の37、6~17、35の7、35の8、35の11、35の12、35の14、39~70、72~73、78~80、83~92、94、96、107)、滑良子川端(31の3、39~)、比井野、下野家後(6~91、92の4、92の7、93~95、100~158、177)、町尻、中坪、道上中坪、薄井、稗川原、桜台、狐台、塚台、上台、海道上、家後、下野、下野川端、槻ノ木、小槻ノ木、中坪道下、下稗柄、高関、山根、種字上山崎、外面、与作沢出口、喜左エ門沢出口、鎌谷沢出口、梅内字白岩悪戸山根、白岩新田、平成新田	ニツ井町字薄井1、字稗川原2、字狐台1、字上台1	5
第30	ニツ井町小繋地区全域、麻生字下田平、綱前、大堤下、麻生、上ノ野、下悪戸、家後	ニツ井町小繋字天神道上1、神明社下1、麻生字下田平1、下悪戸1	4
第35	ニツ井町切石地区全域、ニツ井町苺又石地区全域	ニツ井町切石字大倉2、山根1、八木山1、苺又石字苺又石1	5
第36	ニツ井町仁鮎地区(字鬼神前田、岩下を除く)	ニツ井町仁鮎字中台1、後山1、相善台1、川原田1	4
第37	ニツ井町仁鮎字鬼神前田、岩下、小掛地区全域、田代地区全域、濁川地区全域	ニツ井町仁鮎字鬼神前田2、小掛字沢田1、後台1、田代字胡麻木岱1、泥ノ木岱1、濁川字濁川1	7



能代市長選挙ポスター掲示場 1 / 3 0



能代市長選挙ポスター掲示場 1 / 3 0



能代市長選挙ポスター掲示板部分 1 / 2 0

能代市長選挙
ポスター掲示場

投票日
4月19日

注 意

1 ポスターは、指定された
区画にはってください。

2 この掲示場は、能代市長
選挙候補者以外の方は使
用できません。

3 掲示場をこわしたり、ポ
スターをやぶいたりする
と罰せられます。

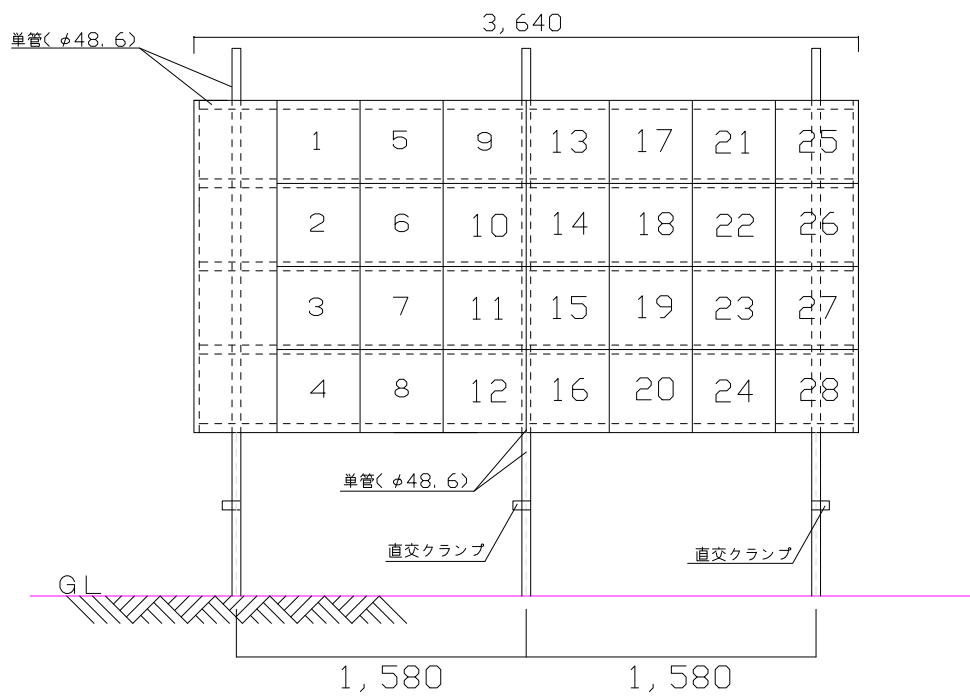
能代市選挙管理委員会
〇〇〇

選挙ポスター左側文字部分 1 / 1 0

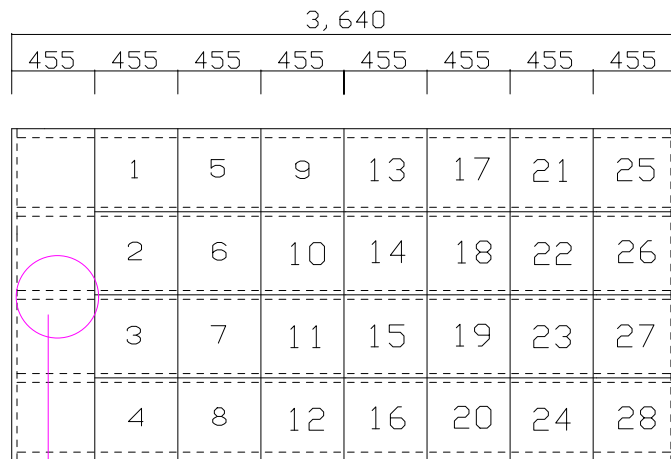
※ 掲示板の材質は、
秋田県産材杉合板（ $t=6.0$ ）
同等品使用とする。

※ 能代市選挙管理委員会右下の
〇〇〇にはナンバーを記入する。
また、投票日も記入する。

工 事 名	市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置保守撤去等業務委託		
種 別			
設計年月日	令和 8 年 月 日	縮 尺	1/10,1/20,1/30
設 計	能代市選挙管理委員会		図面番号 1



能代市議会議員一般選挙ポスター掲示場 1 / 30

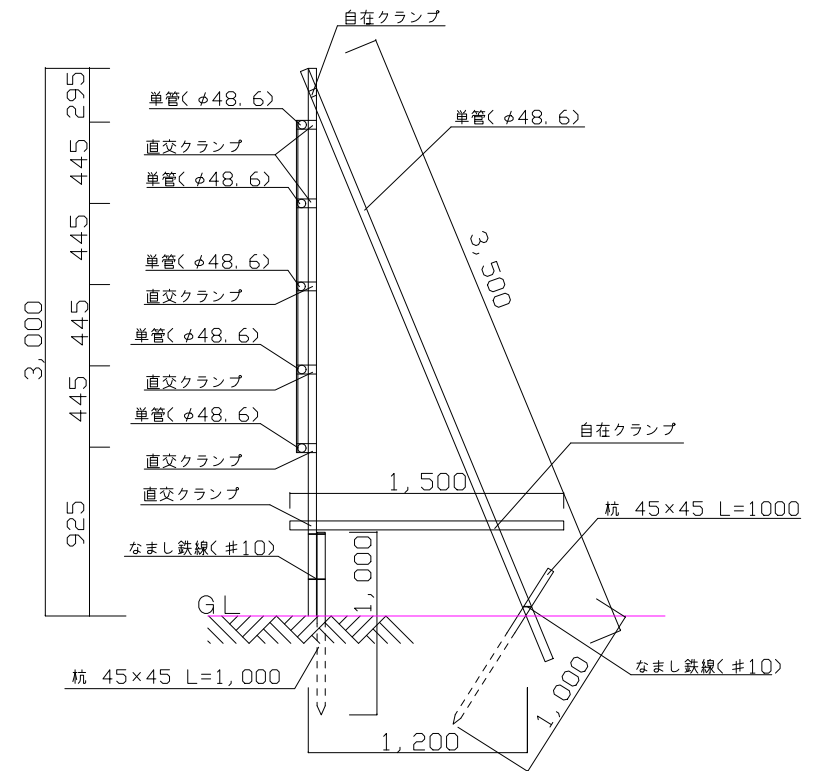


能代市議会議員一般選挙ポスター掲示板部分 1 / 30



能代市議会議員 一般選挙 ポスター掲示場
投票日 4月19日
注意
1 ポスターは、指定された 区画にはってください。
2 この掲示場は、能代市議 会議員一般選挙候補者以 外の方は使用できません。
3 掲示場をこわしたり、ポ スターをやぶいたりする と罰せられます。
能代市選挙管理委員会 〇〇〇

選挙ポスター左側文字部分 1 / 15



能代市議会議員一般選挙ポスター掲示場 1 / 30

※ 掲示板の材質は、
秋田県産材杉合板 (t=6.0)
同等品使用とする。

※ 能代市選挙管理委員会右下の
〇〇〇にはナンバーを記入する。
また、投票日も記入する。

工事名	市長・市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置保守撤去等業務委託		
種別			
設計年月日	令和 8 年 月 日	縮尺	1/15, 1/30 図面番号
設計	能代市選挙管理委員会		